

# 予約型代理人 サービス

高齢になら、  
来店するのが大変  
になりそう…

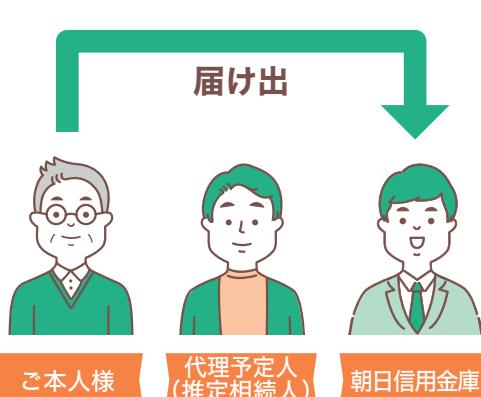


認知症になら、  
預金がおろせなく  
なるって聞いたけど…

事前に「代理人」を指定しておくことで、将来窓口に行けなくなってしまった場合にも代理人が代わってお取引していただけます。

## 予約型代理人サービスのイメージ

### お申込



### 認知・判断能力が低下した場合

診断書をお持ちのうえ届け出したのち、代理人としてお取引していただけます。



### 本人が指定した年齢に到達した場合

所定のお手続きのうち、代理人はもちろん、本人も引き続きお取引していただけます。



街の鼓動に敏感です

**朝日信用金庫**  
<https://www.asahi-shinkin.co.jp/>

店舗一覧は  
こちら



お近くの  
店舗は  
こちら



# 予約型代理人サービス

# Q & A

Q1

代理予定人は誰でもなれますか？  
また、何人まで指定できるのですか？

A1

原則、推定相続人<sup>(※1)</sup>の方のみ1名までとなります。また、ご本人(預金名義人)からの申し出により、代理予定人が就任する前であれば予定代理人の変更や中止も行えます  
(※1)推定相続人とは、配偶者の方、お子様などその時点で最優先相続順位を持つ方を指します。

Q2

代理予定人はどのような取引ができるのですか？

A2

代理人の方は、預金取引<sup>(※2)</sup>、出資金の譲渡・脱退手続き、投資信託等の売却が行えます。  
(※2)入金、出金、解約、自動振替設定、諸届(届出変更・喪失)など

Q3

「本人が指定した年齢に到達した場合」とは、  
具体的にどのような年齢のことを言うのですか？

A3

ご本人(預金名義人)が、ご自分の年齢が「何歳になったときから」と具体的に年齢を決め  
ていただいた年齢を指します。また、指定される年齢についての上限はなく、指定した年  
齢を途中で変更することも可能です。

Q4

認知症のほかに、ほかの病気などでも代理人に  
なれることはできますか？

A4

事故等により意識が昏睡状態、知能低下、判断能力低下の場合も「診断書」の提出により代  
理人に就任することができます。

Q5

「予約型代理人サービス」は契約時に手数料はかかりますか？

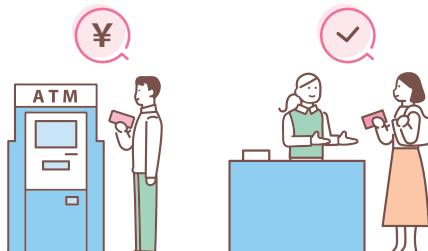
A5

契約時に契約手数料として3,000円(税別)がかかります。また、代理人さまによる支払い  
があった月のみ、所定の手数料100円(税別)をいただきます。

病院代を  
私の預金から  
引き出して！



窓口取引もATM取引も  
代理人でOK!



予約型代理人サービスの  
概要はこちら